

飯合葬墓「虹の丘」利用案内 盛霊園より

問飯盛霊園組合 管理課(土・日、祝日含む9:00～17:30)

1つのお墓に複数の方が入る合葬式のお墓です。管理は飯盛霊園組合が行うので、後継ぎなどの心配はありません。所持している遺骨のための「遺骨所持申込」と、ご自身の将来のための「生前予約申込」ができます。

配パンフレットは飯盛霊園組合庁舎または市役所5階コミュニティ推進課窓口で配布

申虹の丘パンフレットに同封の申請書に必要書類を添え、飯盛霊園組合に郵送または持参。後日、使用料の納入通知書を郵送(申し込みと使用料の納入は同時にできません)。

	資格 1	資格 2	内容
合葬	50,920円		合葬室に納骨(納骨後にお骨を取り出すことはできません)
合葬+個別安置	101,840円	127,300円	骨つぼを埋蔵室内の棚に10年間安置した後で合葬(安置した後で、お骨と対面することはできません)
合葬+記名	152,770円	203,690円	合葬室に納骨します。 石の板に埋蔵する人の氏名と生年月日と死亡年月日、または家名などを刻字
合葬+個別安置+記名	203,690円	280,070円	骨つぼを埋蔵室内の棚に10年間安置した後で合葬 石の板に埋蔵する人の氏名と生年月日と死亡年月日、または家名などを刻字

注令和6年7月1日から記名の使用料が変わります。また、氏名を連ねて刻字することを希望する場合は加算します。
詳しくは飯盛霊園組合ホームページをご覧ください。

TEL0743-78-1195

対資格1

▽関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の市民

▽飯盛霊園の墓所使用者

▽死亡時に関係市の市民だった埋蔵予定者の遺骨を所持している人

資格2 資格1に該当しない人

詳しくは
こちら➡



消費生活センターだより スマートフォンのオプションサービスの解約

【事例1】

スマホの機種変更時に「無料期間中に解約すれば料金は発生しない」と言われ、5つのオプションサービスに入った。しかし、サービス提供会社と無料期間がバラバラなので解約手続きが非常に面倒だった。

【事例2】

家族3人のスマホの新規契約時にオプションの年額版セキュリティソフトを勧められ、3人とも契約した。支払い方法は24回払いで、携帯電話料金との合算請求にした。だが、自宅のパソコンで利用しているセキュリティソフトが3台のスマホでも利用可能で、料金もかなり安いことが分かった。翌日、セキュリティソフトの解約を携帯ショップに申し出たところ「店では解約できないが、今なら自分でソフト会社に返金保証を申請すれば全額返金される。その返金分で24回支払い続けてほしい」と言われた。

【アドバイス】

▼「無料」と言われても契約は慎重に

「料金値引きのために必須」「〇〇日間無料」と言われたら、オプションサービスに加入しても損はないと考えるものです。しかし無料期間内に解約するのを忘れたり、うまく解約できなかったりして、余計な料金が発生して

しまう場合があります。明らかに利用しないサービスや、解約手続きに自信が無い場合は断りましょう。

▼オプションの解約方法はしっかり確認しましょう

携帯電話会社が提供するオプションサービスは、携帯電話会社を通して解約ができます。しかし販売店が独自に勧める提供元が別会社のオプションサービスは、自分で解約方法を調べて手続きしなければなりません。解約が簡単ではない場合もあるので契約時にしっかり確認しておきましょう。

▼料金明細を毎月確認しましょう

オプションサービスの説明を十分に理解しておらず、まったく利用していないのに気付かないまま何年間も料金が発生していた、という苦情も寄せられています。このようなトラブルにならないよう、契約内容と毎月の料金明細をしっかりと確認しましょう。

問消費生活センター相談専用電話

TEL06-6998-3600(平日 9:00～16:30)

問消費者ホットライン

TEL局番無し 188

(土・日、祝日 10:00～16:00)



小 接種忘れはありませんか ・中学生の予防接種

問市民保健センター(健康推進課)

小・中学生のお子さんが対象となる予防接種(表)があります。

今一度、母子健康手帳で接種履歴を確認しましょう。

場守口・門真・寝屋川・大東・四條畷市の各委託医療機関

持母子健康手帳

TEL06-6992-2217

注明らかに発熱している、重い急性疾患にかかっている、接種時の体調により医師が不適当な状態と判断した、予防接種によって強いアレルギー反応を起こしたことがある人は、予防接種を受けられない場合があります。

日本脳炎特例

平成17年の積極的な勧奨差し控えにより接種期間が特例として設けられています。

平成16年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれ(ただし20歳未満)

その他、7歳6カ月に至るまで接種期間のある予防接種

▽日本脳炎1期

▽4種混合または5種混合

対象の予防接種

種類	対象期間
ジフテリア・破傷風2期	11歳以上13歳未満
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満
子宮頸がん	小学校6年生から 高校1年生相当年齢の女子

注13歳未満…13歳の誕生日の前日まで

※接種回数や接種間隔に関しては、市ホームページをご覧ください。

4種混合または
5種混合



日本脳炎



児 2月～5月分の振り込みは6月7日(金) 児童手当の現況届の提出

問子育て支援政策課

TEL06-6992-1647

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

現況届の提出が必要な人

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ②支給要件児童の戸籍がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④その他、守口市から提出の案内があった人

①～④に該当する人には、6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。期日までに提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。

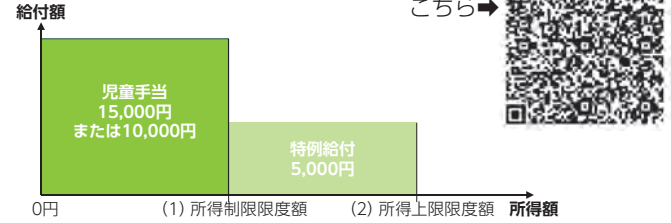
備中学校修了前までの児童を養育している人で、まだ児童手当を申請していない場合は、早急に「児童手当認定請求書」で申請してください。申請した日の翌月分から支給となります。

児童手当 2月～5月分の振込日は6月7日(金)

転入などをしている人は、対象月が変わります。

令和6年10月1日から、児童手当制度が改正されます。支給額や対象児童の拡充のため、手続きが必要となる場合があります。詳細が決まり次第、広報もりぐちや市ホームページなどでお知らせする予定です。

児童手当支給額と所得限度額表



	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額【新設】	
扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

備扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」という)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。